

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【相模原市】
令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>【学校教育課】</p> <p>①日本語指導コーディネーター及び指導主事による日本語指導の実施判断</p> <p>②「特別の教育課程」による日本語指導の実施に向けた連絡会及び研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導合同連絡会 対象:日本語指導講師、日本語指導等協力者 ・国際教室担当者会 対象:国際教室設置校の国際教室担当教員 ・日本語指導研究会 対象:国際教室担当教員、日本語指導講師、日本語指導等協力者 <p>(※R3は国際教室担当者会のみ新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じた上で実施)</p> <p>③日本語指導を実施する日本語指導講師の配置</p> <p>④児童生徒に対して母語で学校生活への適応を支援する日本語指導等協力者の派遣</p> <p>⑤保護者に対して母語で通訳を行う日本語指導等協力者の派遣</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(2)学校における指導体制の構築(必須実施項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本語指導が必要な外国につながる児童生徒が一定数以上在籍する学校に、「国際教室」を設置し、国際教室担当教員を配置した。(R3年度 小学校10校、中学校3校) ○国際教室担当教員は、特別の教育課程を編成し、自校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対して、実態に応じた日本語指導及び教科指導、生活指導等を実施した。 ○国際教室設置校の中で、特に集住地域の重点校では、国際教育担当者教員の増員や日本語指導講師を常駐で学校に配置するなど、指導体制の強化を図った。 <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4月に日本語指導が必要な外国につながる児童生徒一人ひとりの特別の教育課程を編成し日本語指導を実施した。 ○5月に国際教室設置校においては国際教室年間計画も作成し指導を実施するようとした。そのために、4月下旬の国際教室担当者会で「特別の教育課程」を編成、実施するための内容等について確認を行った。 ○5月に副校長会において、特別の教育課程の編成と実施について説明し、学校と日本語指導講師、日本語指導等協力者との連携や支援方法を依頼した。 <p>(4)成果の普及(必須実施項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際教室担当者会で、日本語指導等に関する取組の成果や課題について、国際教室担当教員の代表による発表及び国際教室担当教員同士での情報交換を行った。 ○本市の教職員が活用するイントラネット等に研究会等の案内や資料の情報提供を行った。 <p>(5)学力保障・進路指導【重点実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際教室が設置されている中学校において、生徒の学力保障に向けた在籍学級における日本語と教科の統合学習や、生活指導・進路指導等きめ細かな支援を行うことができた。

○外部団体に協力する形で、外国につながるのある生徒と保護者向けに高校進学ガイダンスを行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

(7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- 各学校にあるタブレットPC等で多言語翻訳アプリを活用し、児童生徒の学習支援や保護者との対話の通訳等を行った。
- 母語で支援を行う日本語指導等協力者が対応できない言語を使用する児童生徒については、初期指導、支援を充実するため、小型翻訳機を貸し出し、児童生徒の指導・支援を行った。
- 本市の就学の手引きである「外国人児童・生徒の手引き」を、多言語翻訳ツールを活用して、デジタル版「外国人児童・生徒の手引き」としてPCやタブレット等で閲覧できるようにした。

(9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- 日本語指導が必要な子に対して、日本語指導講師がDLA等を実施することで日本語力の判定を行い、アセスメントの結果に基づいた指導を行うことができた。
- 文部科学省の「外国人児童生徒等教育アドバイザー」派遣制度に申請し、日本語指導に携わる教員に向けてJSLカリキュラムやDLA等に関する研修を開催することができた。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

①日本語指導講師の派遣

指導期間は原則1年を目安に、週1回3時間。日本語指導を要する児童生徒等が在籍する市立小・中学校・義務教育学校に直接赴き、対象の児童生徒に対し、日本語を使って以下の支援を行った。

- ア 日本語の基礎的な「聞く」「話す」「読む」「書く」の指導
- イ 教科の学習をする上で必要な日本語の指導
- ウ 生活の指導
- エ 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める指導

<令和3年度>

- 登録者 30名程度 ○ 報酬 1日3時間5,973円～
- 登録、実施方法等は別紙要綱のとおり
 - ・相模原市非常勤特別職職員の報酬等及び勤務条件に関する規則
 - ・相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則
 - ・相模原市日本語指導講師に関する要綱

②日本語指導等協力者の派遣

ア 指導期間を、最長1年とし、週1回2時間で、日本語指導を要する児童生徒が在籍する市立小・中学校・義務教育学校に直接赴き、対象児童生徒の母語を使って以下の支援を行った。

- ・児童生徒の学校生活への適応支援
- ・日本語での会話等に支障がある保護者等への適応支援
- ・上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- イ 保護者面談・家庭訪問・懇談会等における通訳を行う。

<令和3年度>

- 登録者 38名程度(10言語)
- 謝礼 児童生徒支援 1回5,000円
保護者通訳等 1時間以内1,500円(1時間を超えるものは3,000円。2時間まで)
- 登録、実施方法等は別紙要綱のとおり 日本語指導等協力者派遣事業実施要綱

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2)学校における指導体制の構築 (必須実施項目)

- 初期集中指導や習熟度別グループ指導等による日本語の習得状況に応じた支援ができた。
- 一定期間の定期的な指導から弾力的な頻度や期間により児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな児童生徒への指導が可能となった。
- 集住地域において、日本語指導講師が常駐することで、国際教室担当教員と連携し、児童生徒の日本語習得状況に応じた計画的で柔軟性のある指導を図ることができた。
- R3年度は日本語指導講師を2校で常駐配置した。常駐配置した学校については、国際教室担当者と密な連携ができて、指導回数・対象人数等も柔軟に対応できた。今後、本市の集住地区の学校においては、講師の常駐配置を拡充していくように検討していく必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (必須実施項目)

- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、計画的・系統的な指導や支援が実施できた。
- 特別の教育課程の達成目標や指導計画を国際教室担当教員や日本語指導講師等が把握し、支援したことで、日本語等の習得状況に応じた日本語指導や学習指導を進めることができた。
- 目標・計画を設定した上で日本語指導を実施することで、習得状況等が把握しやすくなり、児童生徒一人ひとりの能力に応じた指導、支援が可能となった。
- 「特別の教育課程」については今後も研修等で説明を行い、各学校において「特別の教育課程」による計画的・系統的な日本語指導が適切に実施されるよう指導・支援を図っていく。

(4)成果の普及 (必須実施項目)

- 国際教室担当者会での実践発表や情報共有が、新担当教員や経験の浅い担当教員にとっては指導方法の学びや不安の解消につながった。
- イントラネットで周知することで、外国につながるの児童生徒が在籍していない学校にも日本語指導等の情報を提供することができた。
- 日本語指導は実施しているが国際教室は設置されていない学校の教職員に対する日本語指導や国際教育に関する意識の醸成。
- 本市の教職員が活用するイントラネットやGoogleWorkspace等を活用することで、研究会等の協議内容や研修成果を公表し、日本語指導等の情報を広く周知できるようにする。

(5)学力保障・進路指導【重点実施項目】

- 対象生徒の日本語能力や在籍学級での学習への参加意欲が向上した。
- 進路指導については、副校長会や進路指導の研究組織等に参加をして、在留資格の確認や個に応じた支援について説明することが重要である。

(7)ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- 翻訳アプリや小型翻訳機を活用することにより、母語での意思疎通も可能となり、児童生徒が早期に安心して学校生活を過ごせ、また保護者との面談等でも言語に関する負担の軽減が図られた。
- タブレットPCを活用することにより、音声言語や文字だけでなく画像・動画等を用いた指導が可能となり、児童生徒の学習への意欲が高まり、効果的な指導が行われた。
- 翻訳アプリや小型翻訳機の活用を進めながら、GIGAスクール構想により配付された一人一台のタブレットPCを日本語指導にも活用し、個別最適な学習の推進を図れるようにする。
- 外国につながるの児童生徒及び保護者等が、就学の際に活用できるようにデジタル版「外国人児童・生徒の手引き」の改訂を引き続き進めるとともに、手引きの活用を促していく。

(9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- 日本語指導講師が児童生徒一人ひとりの日本語能力に応じた指導内容を検討し、国際教育担当教員と連携して、特別の教育課程を編成するなど組織的な日本語指導、学習支援を行うことができた。
- 「外国人児童生徒等教育アドバイザー」からJSLカリキュラムやDLA等について学んだことで、本市においてDLA等に基づいた日本語指導について理解を深めることができた。
- JSLカリキュラムやDLA等について、国際教室担当教員や日本語指導講師の理解が深まってきたが、実際に活用する

ことについては課題があり、今後も研修等で普及していく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 日本に来て間もない児童生徒が講師による日本語の指導や母語による支援を受けることで、日本語能力が徐々に高まり、学校生活に適応したり、安心して学校生活が送れたりするようになった。
- 教科につながる日本語について指導を行うことで、児童生徒が教科学習に参加することが可能になった。
- 児童生徒の担任等と情報交換することで、多面的に児童生徒の様子を把握することが可能となり、学校内において個に応じた適切な指導や支援が行えるようになった。
- 今年度は新型コロナウイルスの影響により海外からの来日は比較的少なかったが、年度末は来日する児童生徒が次第に増えて、日本語指導を必要とする児童生徒も増えてきたことから、今後、講師の指導体制や派遣回数等の工夫・改善が必要である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 (園)	135人 (41校)	65人 (23校)	0人 (0校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		112人 (38校)	42人 (18校)	0人 (0校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- 集住地域の学校に対する指導体制の強化として、日本語指導講師の常駐配置拡充の検討を進める。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。